

新型コロナワクチン優先接種事前登録について(福祉施設従事者)

石狩市に住民登録がある64歳までの方で、次の施設に勤務する方は新型コロナワクチンの優先接種の対象となります。

子ども関係の施設	保育園、認定こども園、幼稚園、児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など、子どもに関わる施設(障害児通所施設は「障がい関係の施設」に含みます)
障がい関係の施設	施設入所支援、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域活動支援センターなど、障がい者や障がい児に関わる施設

優先接種を希望される方は、必要事項を記入し、FAXにて送信してください。登録された方から順にクーポン券を郵送します。

なお、**石狩市内の施設に勤務されている方は、施設で一括登録しますので、登録は不要**です。

FAX送信先

子ども関係の施設:0133-75-1340(子ども家庭課)

障がい関係の施設:0133-75-2270(障がい福祉課)

こちらに記入してFAXでお送りください。

氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
住所			
連絡先			
区分	<input type="checkbox"/> 子ども関係の施設 <input type="checkbox"/> 障がい関係の施設		
勤務先名称			